

林業の再生について

九州部会提出
説明担当 日田市

森林は木材の生産及び供給の経済林として、また、国土保全や二酸化炭素の吸収等々多面的機能の環境林としての二面性を有し、国民にとってかけがえのない貴重な資源である。

この再生可能な資源である森林の保全は、国の大きな責務でもある。

これまで、林業・木材産業は、木材の供給を通じて、経済や国民生活の安定及び農山村地域の活力の維持に極めて大きな役割を果たし、それによって森林の多様な機能が維持されてきたところである。

ところが、長期化した木材価格の下落や需要の落込み、さらには外材や代替材との競合等で、森林を支えてきた林業の採算性が極度に悪化し、森林所有者の育林意欲の減退により、放置山林や管理不十分な森林が急激に増加している状況である。

国は、平成13年に林業基本法を森林・林業基本法に改め、基本理念において森林の有する多面的機能の発揮を重視し、木材の生産を主体とした政策から多面的機能の発揮を図る政策へと転換した。それに加えて、建築基準法をはじめ各種法令上の制限や行政の規制等により、強度を重視した耐震性のみ重点が置かれ、本来木材が持つ耐久性や耐湿性、あるいは木造住宅の安全性や快適性等が軽視され、日本の伝統的な国産材を利用した木造住宅離れを進める結果となっている。そうした国の方針や施策が林業の疲弊を招き、今日の森林の荒廃の一因ともなっている。

活力ある林業の再生なくして森林の多面的な機能の発揮はあり得ず、林業の悪化した環境がこれ以上続けば、森林・林業基本法の目指す森林の多面的機能の発揮はおろか、林業及び山村社会そのものの崩壊という危機的状況を招くことが危惧される場所である。

よって、国においては、林業の置かれた現状を十分考察され、日本林業の再生へ向け、下記の事項を強く要望する。

記

1. 人や環境にやさしい木の特質や木造住宅の安全性、快適性等を広く国民に知らしめ、国産木造住宅の積極的な推進と公共施設の国産材利用拡大を図ること。
2. 外材輸入の適正化を図ること。
3. 国産材による住宅建築に対し、木材の環境への寄与にかんがみ、税制や金融面における優遇措置を講ずること。